

大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会 開催要綱

1 経緯・目的

消防庁では、平成 13 年度から平成 14 年度にかけて、また、平成 17 年度に惨事ストレスに係る研究会を開催するとともに、平成 15 年には、緊急時メンタルサポートチームを創設し、各地に派遣するなど、惨事ストレス対策に取り組んできた。また、東日本大震災後には、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の消防職員や消防団員に対し、緊急時メンタルサポートチームをあわせて 16 回派遣するとともに、全国の消防職団員を対象とした惨事ストレスセミナーをブロック毎に 9 会場で開催した。

本研究会は、東日本大震災後における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、今後発生が危惧される首都直下地震、東海・東南海・南海の三連動地震などの大規模災害等に備え、国・都道府県・消防本部等の各般各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、より効果的な惨事ストレス対策について検討を行うものである。

2 研究項目

- (1) 惨事ストレス対策の実施体制の整備について
- (2) 惨事ストレス対策に関する消防職団員への事前教育、普及啓発等について
- (3) 対象者の特性を踏まえた対策の実施について

3 研究会について

- (1) 研究会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長及び構成員は、学識経験者及び地方公共団体の消防防災関係者等の中から委嘱する。
- (3) 座長及び構成員は、消防庁長官が委嘱する。
- (4) 座長は研究会を代表し、会務を総括する。
- (5) 座長に事故がある場合は、座長が指名した委員がその職務を代理する。
- (6) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。